

注 記

I. 重要な会計方針

1. 改訂後の独立行政法人会計基準の適用

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については定額法を採用しており、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産の減価償却方法

商標権については、法人税法で定める耐用年数により、残存価額を0円とする定額法により計上しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（4年）を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法により計上しております。

3. 退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

退職手当引当金については、役員及び職員の退職金支給に備えるため、役員については役員退職手当支給規則、職員については退職手当規則に基づく要支給額の100%を引当計上しております。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職手当増加見積額については、事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職手当見積額から前事業年度末の退職手当見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職手当見積額を控除した額を計上しております。

4. 責任準備金、支払備金、保険代位債権等、貸倒引当金の計上方法

責任準備金、支払備金、保険代位債権等、及び貸倒引当金については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成13・03・27貿第2号）に基づき算出した額を計上しております。

5. 賞与引当に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金については、役員及び職員の賞与支給に備えるため、役員については役員報酬規則、職員については給与規則に基づき当期帰属分を引当計上しております。

6. 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的債券は償却原価法（定額法）によっております。

②その他有価証券

市場価格のない有価証券は、移動平均法による原価法によっております。

7. 外貨建金銭債権・債務の評価方法

外貨建金銭債権・債務については、決算時の為替相場による円換算額によっております。

8. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国有財産無償使用の機会費用の計算方法

国有財産を無償使用している事務室等施設の機会費用は、近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

経済産業省本省別館2階のコンピュータ室

(2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年国債の利回り（1.250%）を適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

10. 資産除去債務関係

退去時の原状回復費用を合理的に見積もれる事務所に係る賃貸借契約等に関する敷金及び保証金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃貸建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の計上は行っておりません。

またその他に、賃貸借契約に基づき使用する事務所について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務の計上を実施しておりません。

11. 重要な会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」を適用しております。

これにより、経常利益及び当期総利益は12百万円減少し、行政サービス実施コストは12百万円増加しております。

II. 金融商品に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当法人は、貿易保険事業を実施しており、保険金支払により取得した保険代位債権の回収金を有価証券により運用し、財政基盤の強化を図っております。また、有価証券は、国債、地方債及び政府保証債を保有しております。

b. 金融商品の内容及びそのリスク

保険金支払により取得した保険代位債権は、債務国又は債務者の債務返済に係るリスクに晒されております。また、有価証券は、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

c. 金融商品に係るリスク管理体制

① カントリーリスクの管理

当法人は、保険代位債権の取得の原因となる保険契約の締結にあたり審査部のカントリーリスクグループにおいてベルンユニオン(国際輸出信用保険機構)、OECD等のカントリーリスク情報の収集、調査及び評価を行い、審査を行っております。また、既保険契約締結案件については、モニタリング推進委員会によりフォローアップし、リスク管理を行っております。

② 信用リスクの管理

輸出契約等の相手方のリスクについては、審査部の与信管理グループにおいて、海外バイヤーの信用調査と評価を行い、保険契約の審査を行っております。

③ 市場リスクの管理

有価証券の運用に伴う金利、価格等の市場リスクに関しては、資金運用会議において資金運用方針等の審議及び運用状況を把握することにより管理しております。また、債券市場の動向及び流動性のリスクに関しては、資金運用会議の事務局である経理グループがモニタリングしております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	12,403	12,403	—
(2) 有価証券 満期保有目的有価証券	264,553	271,657	7,103
(3) 保険代位債権等 保険代位債権等 貸倒引当金 (※) (差引)	238,008 △190,283 47,725	47,725	—
資産計	324,681	331,785	7,103
(4) 再保険借	10,132	10,132	—
負債計	10,132	10,132	—

(※) 保険代位債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

・取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、満期保有目的の債券（独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解の区分による。）において、種類ごとの貸借対照表額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債地方債等	235,333	242,963	7,631
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債地方債等	29,221	28,693	△527
合 計		264,553	271,657	7,103

・当会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、33,243百万円であり、売却益の合計額は、1,152百万円です。

なお、上記の売却は、金利情勢の変化に対応してより運用利回りの高い債券に切り換えることを目的として、前中期目標期間以前に取得した債券を売却したものであるため、独立行政法人会計基準注解〈注23〉の(2)前段の規定に従い、保有目的を変更せず引き続き満期保有目的有価証券に分類しております。

(3) 保険代位債権等

保険代位債権等については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成13・03・27 貿第2号）に従い、次のとおり、貸倒引当金を計上しております。

- ① 非常事故代位債権については、債務国の返済状況により、国際金融市場による評価を基準に定めた引当率又は規定された一定の引当率により貸倒引当金を計上しております。
- ② 信用事故代位債権については、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対するものについては、担保処分見込額及び保証による回収見込額を減額した額を、それ以外のものについては、見積将来キャッシュフローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しております。

保険代位債権等の時価は、決算日における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。

(4) 再保険借

再保険借については、短期間で決済するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超	未定 (※)
有価証券							
満期保有目的の債券	14,500	13,000	1,000	64,000	171,500	-	-
保険代位債権等	6,225	14,649	21,729	42,037	56,028	205	97,136
合 計	20,725	27,649	22,729	106,037	227,528	205	97,136

(※) 保険代位債権等において債務国の返済が延滞している債権額は未定欄に表示しております。

Ⅲ. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅳ. 重要な後発事象

該当事項はありません。

V. 固有の表示科目の内容

(1) 貸借対照表

勘定科目	内 容
保険代位債権等	資産計上した保険代位債権及び保険代位債権発生見込額(支払備金の計上に伴い計上。)を計上しております。 なお、非常事故を支払事由とする保険金等の支払に関して取得した保険代位債権(以下「非常事故代位債権」という。)は、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13・03・27貿第2号)に基づき、対外債務を履行することができなくなった債務国と日本政府の間で結ばれた債務繰延協定の締結時に資産計上しております。
未収収益	定期預金、有価証券及び保険代位債権等(非常事故代位債権)に係る当該事業年度末までの未収利息の合計額を計上しております。 なお、非常事故代位債権に関し、債務国からの債権回収が見込まれる場合に未収利息を計上しております。
未収保険料	保険の申込みにより生じる保険料の未収額を計上しております。
再保険貸	再保険金等の国からの未収額を計上しております。
支払備金	当事業年度末において既に発生した損害、及び発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づきて補するに必要と認められる金額を「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13・03・27貿第2号)に基づき計上しております。
責任準備金	保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるための金額、及び再保険を引き受けた契約に基づく将来における債務の履行に備えるための金額を、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13・03・27貿第2号)に基づき計上しております。
再保険借	再保険料等の国への未払額を計上しております。
前受保険料	保険責任期間が翌期以降に開始する保険契約の保険料を計上しております。
資本剰余金	政府より出資を受けた保険代位債権等の評価差額金については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令」(以下「財務会計省令」という。)附則第2条の規定に基づき、以下のとおり会計処理を行っております。 ○保険代位債権等評価差額金 財務会計省令の一部を改正する省令(平成15年3月31日経済産業省令第49号)により、政府より出資を受けた保険代位債権等(未収収益に係るものを除く)の評価差額金を資本剰余金に計上しております。(第2期から第4期までの会計年度に適用。) ○資産計上評価差額 財務会計省令の一部を改正する省令(平成17年10月28日経済産業省令第100号)により、政府より出資を受けた保険代位債権等のうち資産計上により初めて評価したときは、その評価額を資本剰余金に計上しております。(第5期会計年度から適用。)

(2) 損益計算書

勘定科目	内 容
正味収入保険料	収入保険料から支払再保険料を控除した金額を計上しております。 なお、収入保険料には、海外の貿易保険機関からの保険料収入を含みます。
正味支払保険金	支払保険金から回収再保険金を控除した金額を計上しております。 なお、支払保険金には、海外の貿易保険機関への保険金支払を含みます。
支払備金繰入額	支払備金の当期繰入額を計上しております。
保険金回収見込額等	保険金支払いに伴い取得する保険代位債権に関する評価損益等を計上しております。
責任準備金繰入額	責任準備金の当期繰入額を計上しております。
特別利益	国からの出資財産(保険代位債権等)に係る利息収入及び貸倒引当金の戻入額等を計上しております。
特別損失	国からの出資財産(保険代位債権等)に係る為替差損等を計上しております。

VI. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。